

## 近代岐阜の都市計画黎明期における土地区画整理の意義\*

The Significance of the Land Readjustment in the Early Days of the Modern City Planning in Gifu\*

出村 嘉史\*\*・田中 利明\*\*\*

By Yoshifumi DEMURA\*\*・Toshiaki TANAKA\*\*\*

岐阜市は1923（大正12）年に都市計画法施行の指定を受け、昭和初期には岐阜市に接している11町村と合併を行うなど市域を著しく拡大する。岐阜市は都市計画第一期事業の決定までは、豊富な電力と東西市場の中間という立地条件を活かして工場誘致などを行い、産業都市として発展することを目指していた。ただし、その主要動線を建設するための都市計画街路の計画段階から、郊外の街路整備は全般的に土地区画整理によって進めることとされる。しかし、土地区画整理の事業主側は当初の都市計画地域指定には従わず、中心市街地を取り巻く一帯を質の高い住宅地として開発したため、ここに岐阜の都市形成上の大きな転換がもたらされた。

### 1. はじめに

わが国では、1919（大正8）年に（旧）都市計画法が制定された後に、地方都市においても都市計画事業が実施されるようになった。岐阜においても同様に、現在まちなかにある社会基盤の多くは、1923（大正12）年に旧都市計画法施行の指定を受けた後に形成されたものである。岐阜市は1931（昭和6）年から1940（昭和15）年の間に隣接11町村と合併しながら、ほぼ都市計画区域全域を埋めるように市域を拡大した。拡大する市域を整備するために用いられた主たる手法として、土地区画整理事業を実施している。

一般に戦前の都市計画は、内務省や都市計画地方委員会など、官の誘導によって実施されてきたと認識されることが多い。一方で、都市計画の一手法として導入されることになった土地区画整理事業は、その手法上の理由によって土地所有者の意図が少なからず繁栄される可能性も否定できない。本研究では、今まで十分に焦点を当てられてこなかった都市計画初期における土地区画整理事業について、その動機や顛末を、事業を動かす主体に着目して整理したうえで、その都市計画史上の意義を示すことを目的とする。

そのための視点として、土地区画整理事業が計画される背景にある都市計画の目的と、土地区画整理事業そのものの目的が、同一のビジョンとして描かれているか否かに着目した。都市計画地方委員会（ここには内務技師が参加する）や市が当初描いた目的に沿って土地区画整

理事業が進んだのであれば、トップダウンの性格が強いことが示される。しかしそれが異なるのであれば、その要因に対する考察が、土地区画整理事業を実施する際の主体の意図を把握する手がかりになると考えた。

初期の都市計画制度に関する研究は、多数蓄積があり、概ねその背景を次のように把握されている。すなわち、第一次大戦後に近代都市では、急速に工業化あるいは都市化し、各種の大都市問題が顕著になる。しかし既に東京市区改正で行われてきたような都心改造のみではコントロールができなくなってきたおり、より総合的な手法による計画が求められた。初期の都市計画制度に求められたのは、大都市だけではない広範な都市を対象に、市街地の拡大に対して計画的に対処し、郊外もコントロールすることであった<sup>1)</sup>。そして、新しく取り入れられた都市計画技術の一つに、土地区画整理がある。

土地区画整理には、土地所有者たちの任意で行われる都市計画法第12条によって認可される土地区画整理と、施行区域を都市計画として決定する都市計画法第13条によって認可される土地区画整理があった。ただし、後者の第13条による土地区画整理が行われたのは京都のみ<sup>2)</sup>とされており、大多数の事例は、土地所有者による組合方式で行われた。組合方式であれば、土地を所有する主体の性格によって、都市毎に運用の仕方に差が出ることが当然予想されるが、これらを個別に示して位置づける研究は未だなく、例えば岐阜についての状況も未だ詳細に描かれてはいない。

地方都市に対する都市計画事業の適用のされ方について、浅野<sup>3)</sup>が網羅的に整理している。そこでは都市計画地方委員会議事録や都市計要鑑から都市計画法適用初期の計画の目論見を都市間比較している。例えば岐阜市の都市計画区域については、その目的を「産業都市・遊覧都市」と述べ、街路計画に関しては、骨格から判断して

\*Key Words：近代岐阜，都市計画，土地区画整理事業

\*\* 正会員 博士(工) 岐阜大学工学部 准教授

(〒501-1193 岐阜市柳戸1-1 TEL 058-293-244,  
E-mail: demu@gifu-u.ac.jp)

\*\*\* 正会員 名古屋市住宅都市局

「多いパターンの内の一例」と位置付けている。ただし、それ以上の動機や顚末については、資料の制約上読み取ることができない。

主な資料としては、岐阜都市計画の第一期事業までの文書が編纂された『岐阜都市計画概要<sup>4)</sup>』、戦前の岐阜の土地区画整理事業について組合毎の事業誌が編集された『岐阜縣土地區畫整理概況<sup>5)</sup>』、岐阜市会速記録などを用い、周辺情報として当時の新聞記事や昭和初期の区画の把握できる『岐阜市土地寶典<sup>6)</sup>』を用いた。本来、都市計画地方委員会における速記録などの資料があればよいが、岐阜のものは見当たらない。

2. 岐阜都市計画の概要

岐阜では、1922（大正11）年より都市計画のための調査が実施されている。その後、1924（大正13）年に都市計画区域が、1925（大正14）年に都市計画街路網が、1927（昭和2）年に都市計画地域（用途地域のこと）が、そして1928（昭和3）年に都市計画公園区域が、それぞれ指定された。これら一連の計画決定を促えて、岐阜市の目指す都市像はどのようなものであったか。

先述の浅野によれば、それは「産業都市・遊覧都市」とされるが、その根拠は示されていない。ただし、当時の岐阜市長（1925年から1946年の6期連続）松尾国松が『岐阜市發展史<sup>7)</sup>』（1933）に寄せた巻頭辞で同様の表明をしている。松尾はその中で、

私が市長に就任したのは、大正十四年三月で、當時岐阜市は、人口八萬有餘を有する、東海道線に沿ふ風光明媚なる一都市でありました。ソコで、私は富山線の開通までには、この地理的形勝に適應する大産業都市たる、實質を充實すると共に、一方世界的觀光都市としての、施設も完備したいといふのが市民の總意であることを觀取し、其實現に向つて邁進したのであつた…（以下略）（傍線筆者）

と振り返っている。また1937（昭和12）年2月の市会において、市会議員の松原喜八が「岐阜市ハ産業都市トシテ生キテ行クベキモノカ或ハ觀光都市トシテ生キテ行クベキモノデアルカ<sup>8)</sup>」と質問したのに対し、市長松尾国松は「産業都市ヲ中心トシ、ソレニ觀光都市ヲ副トスル、斯ウ云フコトヲ私就任ト同時ニ市會デモ御意見ヲ承ツテ確立シテ、其積リデヤツテ來テ居リマス<sup>9)</sup>」と答える。

ただし『岐阜都市計画概要』（昭和4）に掲載される上記の一連の都市計画決定の各「理由」によれば、「觀光都市」あるいは「遊覧都市」という語句は、一切掲げられていない<sup>10)</sup>。松尾の主張が正しかつたとしても、この時点では未だ制度には反映されておらず、先述の巻頭辞は、都市計画が次の段階へ進むための政治的発言であると捉えられよう。

一方で同資料に頻出する「産業都市」は、主として工業を中心に据える都市のことを指している。工業都市としての構想は、計画決定前の調査段階から主張されている。1922年に岐阜市長から県の内務部長へ提出された調査報告では、「現在ノ状況」の結論を「物資、原料、原動力及製品ノ供給ノ運搬ノ安價ニシテ容易ナル飲用水及工

業用水ノ好良ナル點ニ想到シ如何ニ當市ガ工業發展ノ素因ヲ有スルカラ知ル可ク工業ヲ以テ建ツベキ市ナルハ明白ナリ<sup>11)</sup>」とし、工業都市建設に向けての意図を明確に述べている。

このころの岐阜市の工業は、県外から進出してきた製糸織物製造を主とする大規模工場が大きな比重を占めていた。1914（大正3年）と1927-8（昭和2-3）年の岐阜市内の主要工産物を種目と価格でまとめると表-1のようになる<sup>12)</sup>。主要工産物の中で価額が上位を占めているものが、木製品<sup>13)</sup>・雨傘・菓子・生糸・清酒から、毛斯倫（モスリン）・絹紡糸・生糸・毛糸・菓子へ転換しており、手工業から機械工業へ工業の中心が変化していることがわかる。また『商工之岐阜<sup>14)</sup>』より1928（昭和3）年末までに産額が百万円を超えている岐阜の工場を工場名、所在地、本社、製品名、産額、創立年月の項目でまとめると表-2のようになる。本社が県外にある工場が目立ち、岐阜市の工業の発達には、県外からの大資本による工場進出によってもたらされた面が大きいと考えられる。

1924（大正13）年6月2日の大阪朝日新聞の記事<sup>15)</sup>に次のような記載がある。

モテ餘した河川から百萬馬力の電力が出る  
岐阜縣は理想の工業地帯

邪魔者扱ひにされて居た岐阜縣内の各河川は昨年に至つて工業の米飯とも云ふべき原動力に利用されるに至つた、濃尾平野の中心であり工業の好適地としての岐阜地方は最近著しい發展を示し此の動力を利用して大工業地たらんとして居る、目下神通川十五、宮川六、掛斐川十六、矢作川十六、長良川卅六、飛騨川四十三、庄内川十六、木曽川三十九合計八十五箇所の發電所より約十二萬馬力を發電工事中及び許可未着手のものゝ稟請中のものとを合すると約三百箇所の發電所より百數萬馬力を供給し得る能力を有し發電力に於て全國第二位を占むるという點に於ても如何に岐阜縣が將來工業の發展地であるかを物語るもので、大震災當時岐阜縣當局が關東方面へ工場の移轉と新設誘致を宣傳して地方開發を計つた、實際工場用地としての見込地は平野全般に澤山あるが最も好適地として未だ現在三百萬坪も残つて居る、岐阜市の第一次都市計畫と共に電車の延長、新設が逐次行はれ岐阜市の膨張に伴ひ其沿線に將來大工場を建設せんとして各方面の企業家が手を延しつゝあるから數年後の岐阜市は目覚ましい大發展を見らるゝと岐阜縣當局では云つてゐる（傍線筆者）

岐阜県では豊富な電力を背景に、特に関東大震災後に工場誘致があったことが述べられ、さらに電車の延長や新

表-1 岐阜市内工産物上位（大正3年と昭和3年）

|   | 1914 | 価額（円）   | 1928 | 価額（円）     |
|---|------|---------|------|-----------|
| 1 | 木製品  | 460,768 | 毛斯倫  | 5,786,919 |
| 2 | 雨傘   | 328,131 | 絹紡糸  | 5,201,623 |
| 3 | 菓子   | 201,224 | 毛糸   | 4,663,129 |
| 4 | 生糸   | 168,776 | 生糸   | 4,026,833 |
| 5 | 清酒   | 144,585 | 菓子   | 2,352,850 |

表-2 近代岐阜市の大工場を持つ企業

| 企業         | 本社 | 製品名     | 産額（円）     | 創立   | 所在地   |
|------------|----|---------|-----------|------|-------|
| 日本毛織株式会社   | 大阪 | 毛糸、モスリン | 6,775,794 | 1915 | 鶴田町   |
| 日本毛絲紡績株式会社 | 大阪 | 毛絲      | 6,105,639 | -    | 市外本荘村 |
| 共同毛織株式会社   | -  | 毛糸、毛織物  | 5,516,306 | 1915 | 長塚町   |
| 大日本紡績株式会社  | 大阪 | 絹糸、紬糸   | 5,413,634 | 1918 | 五坪    |
| 片倉製絲紡績株式会社 | 東京 | 生糸、生皮苧  | 2,890,008 | 1917 | 足防町   |
| 金山製絲株式会社   | -  | 生糸、生皮苧  | 1,468,625 | 1920 | 本郷町   |
| 鐘ヶ淵紡績株式会社  | 東京 | 生絲      | 1,438,941 | 1923 | 市外本荘村 |

設は、沿線の工場建設を促進するだろうと展望している。

1926（大正15）年の都市計画街路の決定理由書には、以下のように説明されている。

…先ツ市ヲ南北ニ貫通スル幹線ヲ主トシ之ニ配スルニ本市ヲ中心トシテ郊外ノ發展ニ備フヘキ東西貫通ノ幹線ヲ以テスヘシ即チ岐阜驛ヲ起點トシテ一等大路大二類第一號線（金町線）同大三類第一號線（徹明長良線）ヲ配置シ市ノ中樞地區ヲ南北ニ貫キ長良川ヲ越エテ遠ク都市計畫區域ノ北端ニ至ルノ大幹線ト爲シ之ニ東西ニ貫通スル幹線トシテ一等大路大三類第二號線（徹明野一色線）同第三號線（千手堂本莊線）ヲ配置シ更ニ之ト並行シテ一等大路大三類第六號線（長住北一色線）同第七號線（岐阜驛烏屋線）ノ外數線ヲ配置シ以テ發展ノ趨勢最モ顯著ナル東部及西部ノ郊外トノ聯絡ヲ圖リ併セテ其ノ上地區劃整理ノ實施ヲ促進セムコトヲ期シタリ又南部ノ地方ニ於テハ岐阜驛東方ニ一等大路第三類第四號線（岐阜笠松線）ヲ設ケテ岐阜市ヨリ笠松町方面ニ至ル幹線トナシ其ノ西方ニ於テ之ト相對スル一等大路第三類第五號線（美江寺三里線）ヲ配シテ西部ニ於ケル南北ノ幹線ト爲シ其ノ間ニ數線ヲ連絡セシメタリ<sup>16)</sup>（傍線筆者）

これと「相併ヒテ都市計畫ノ根幹ヲ爲ス」とされた翌年の都市計画地域（用途地域のこと）が指定された際には、工業地域指定の理由が以下のように、風向きと鉄道との関係から説明されている。

岐阜市及其ノ近郊ハ地勢上岐阜驛ヲ中心トシテ東西ニ展ケ交通機關亦多ク此ノ方面ニ備ハレルヲ以テ從來大小工場ノ建設セラルヘモノ多ク將來工業地トシテ利用最モ多カルヘキハ明ナルノミナラス四季恒風ノ方向ヨリ觀テ住居地域ニ對シ煤煙惡臭ヲ撒布スルノ虞少キヲ以テ前記商業地域ノ東西ニ於テ國有鐵道東海道線及高山線ノ沿線一帯ヲ工業地域トシテ指定セントス<sup>17)</sup>（傍線筆者）

上記に関する一連の内容について、資料を基に作成した図-1<sup>18)</sup>で確認すると、一等大路第三類第六號線（長住北一色線）の沿線上には、東郊に位置している①日本毛織と④大日本紡績がある（序数は表-2の産額順位）。また一等大路第三類第七號線（岐阜驛烏屋線）には、駅周辺の③共同毛織と西郊に位置している②日本毛糸紡績、⑦鐘ヶ淵紡績がある。一等大路第三類第五號線（美江寺三里線）の沿線には、⑤片倉製糸紡績と⑥金山製糸がある。これらの工場はほぼ全て都市計画街路が決定される以前から存在している。そして同時点において既に産額の大きな工場の集積する地域を工業地域とし、東西の郊外に既存の工場を効率よく鉄道駅へ結ぶように街路が計画されたことが考えられる。

都市計画のビジョンについて、都市計画岐阜地方委員会の速記録のような一次資料が見当たらないため、以上のように公表された目的から順を追って確認するしかないが、工業都市とすることを目論む岐阜にとって、街路網の計画においても、第一に物資輸送の手段としての側面が強くあることが把握できる。

### 3. 近代岐阜の土地区画整理事業

戦後に土地区画整理法が制定される以前は、特別な理由がある場合を除き、土地区画整理事業については耕地整理法を準用していた。土地区画整理には、土地所有者たちの任意で行われる場合（都市計画法第12条認可）と、

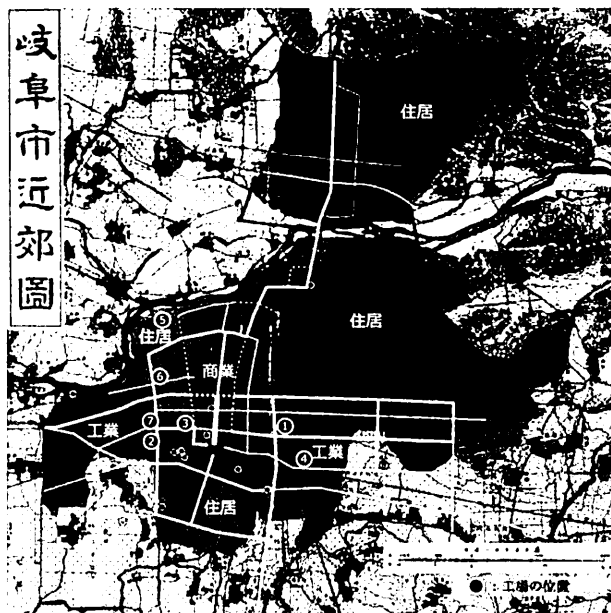


図-1 都市計画地域・都市計画街路・工場配置



図-2 第一期事業における対象路線

公共団体の都市計画事業として行われる場合（都市計画法第13条認可）があった<sup>19)</sup>。全国の都市計画主任官が集まる1924（大正13）年の都市計画会議の場で、岐阜県は必要ときには13条認可の土地区画整理を行う意思（強制して区画整理の施行をなし得べき途を開く）<sup>20)</sup>を表明しているが、実際は岐阜市では土地所有者の任意で行われる12条認可で実施されている。

先にみた岐阜市の都市計画第一期事業における都市計画街路に関して、工費概算書には総計約2,185万円<sup>21)</sup>が計上されているものの、「今直ニ全部ノ事業實施ハ財政上到底堪ヘ難」く、「緊急差置キ難キモノト認ムル部分ノミ」実施されることになる。すなわち、第一期事業においては、図-2<sup>22)</sup>に示されるように旧市街地の範囲に限定して、岐阜市が行う8路線と岐阜県が行う1路線<sup>23)</sup>を対象とし、郊外は対象外とされた。

第一期事業から外された郊外における街路整備については、1926（大正15）年の都市計画街路決定がされた際に、既にその理由書の中で「都市計画トシテ決定シ市街地建築物法ノ運用（筆者注：都市計画地域あるいは用途地域のこと）及ヒ土地區劃整理ノ施行ニ備ヘムトスルモノナリ」と明記されている。その後、市会に提案された昭和3年度予算説明においても、次のように助成をしながら土地区画整理によって街路建設を行う考えが示される。

…本年度に於きましては、道路の新設は總て之れを都市計画事業に譲り施行することとして、新路線の計上を差控へ、専ら現在道路の維持保全に努むると共に、一面道路網を骨子として、市内の補助道路を實測し都市計画道路網と共に建築線を指定し、或は郊外地に於ける土地區劃整理を助成し、以て秩序整然たる街衢を形成せしめ、兼て經費の節約に努めたいと思ふのであります<sup>24)</sup>。（傍線筆者）

岐阜県における土地区画整理に関する助成としては、1927（昭和2）年3月12日に「土地區劃整理獎勵規程」が制定された。これは、都市計画法施行区域内における土地区画整理を施行する者に、県が「都市計画岐阜地方委員会ト協力シ其ノ測量、設計、工事監督其ノ他必要ナル指導ヲ與フル」ものである。つまり、資金を提供するものではなく、実施するための技術は都市計画岐阜地方委員会が提供していたと考えられる。岐阜市も同年4月1日に同主旨の「岐阜市土地區劃整理助成ニ關スル規程」を制定し、市からの技術支援を用意している。このような助成以外にも、昭和元年以降、地主たちに対して講演会の開催やパンフレット等の配布を行い、整理事業が如何に土地所有者に莫大な利益をもたらすかについて説明している<sup>25)</sup>。その様子は新聞記事<sup>26)</sup>からも把握される。

岐阜市の郊外地、梅林公園附近一萬二千八百二十四坪の整理は三年度において東榮土地組合が十萬圓を投じて近く工事に着手するが、市ではさらに都市計画事業実施が四年度からなので大岐阜市建設の第一歩として區劃整理を各方面に勸説中で四年度において整理事業に着手すべく決定をみたのはまづ東榮土地に隣接する大日本紡績岐阜工場の周囲九萬三千坪、組合員およそ百五十名、組合は近く決定の同意を得て成立を見ることに準備ができた、このほか目下勸説中のものは岩戸前四十町歩、厚見新年三十五町歩、本郷町南三十町歩で、これまた着々交渉進捗中であるから近く實現をみる豫定である（傍線筆者）

その後も、1935（昭和10）年には「岐阜市土地区画整理補助金交付内規」を決定し、幅員3.63m（2間）以上の道路等に対して補助金を交付する<sup>27)</sup>など土地区画整理による街路形成が促進された。

鶴田<sup>28)</sup>は、このように土地区画整理により街路整備を実施する方法は、既に市区改正事業等の街路整備の中で、道路沿いに発生する残地、受益者負担金制度に対する住民反対運動、事業費の増大といった問題に直面してきた当時の都市計画家達の共通の認識であったことを指摘している。帝都復興事業においても、財源難があり、さまざまな都市計画事業が大幅に縮小されていく中で、土地区画整理事業が柱となった前例があり、土地区画整理の手法に関する全国的な議論が既に行われていることから、当時の岐阜においても街路整備の手法として土地区画整

理事業が認識されていたと考えるのが自然であろう。岐阜としては、産業都市のためのインフラを、定番の手法によって建設する目論見であったと捉えられる。

#### 4. 岐阜市における土地区画整理事業の実施と設計

##### 1) 土地区画整理事業の実施状況とその特徴

その後第二次大戦前までに順調に、旧市街地を取り囲むように土地区画整理組合が設立する。表-3は、『土地区画整理組合誌<sup>29)</sup>』に記載されている岐阜市の土地区画整理事業を組合名・設立認可・施行年度・組合長・副組合長の項目に整理したものである（分布は図-3<sup>30)</sup>、番号は

表-3 戦前の岐阜市土地区画整理組合一覧

| 番号 | 組合名    | 施行年度<br>(昭和) | 理事長名<br>(組合長) | 副理事長名<br>(副組合長)              |
|----|--------|--------------|---------------|------------------------------|
| 1  | 東榮     | 3~8          | 松尾 国松         | 高橋 厚太郎 沢田 勝次郎                |
| 2  | 本荘第一   | 4~11         | 小塩 吉三郎        | 高橋 市太郎 吉村 藤五郎                |
| 3  | 本荘第二   | 5~16         | 寺島 和作         | 高橋 市太郎 藤田 重太郎                |
| 4  | 鶴岡     | 6~10         | 松尾 国松         | 村木 嘉助                        |
| 5  | 千手堂    | 6~17         | 松尾 国松         | 森田 乙吉 松波 弥七                  |
| 6  | 藤岡     | 6~19         | 松尾 国松         | 藤田 樹一 森 龜祥                   |
| 7  | 長良     | 7~11         | 向井 平七         | 杉山 清吉 桜井 清兵衛                 |
| 8  | 本郷     | 8~18         | 松尾 国松         | 安藤 理兵衛 加藤 六三郎                |
| 9  | 梅林     | 9~13         | 松尾 国松         | 玉田 源太郎                       |
| 10 | 加納第一   | 9~13         | 村沢 源市         | 青谷 角太郎 太田 成和                 |
| 11 | 宮雀ヶ丘   | 9~20         | 栗田 貞三         | 小塩 吉三郎 高橋 市太郎                |
| 12 | 本荘第三   | 9~20         | 松尾 国松         | 吉村 藤五郎 高橋 市太郎                |
| 13 | 堀田     | 10~18        | 松尾 国松         | 後藤 英一                        |
| 14 | 川手     | 10~23        | 森 龜祥          | 堀 節 杉山 兼太郎                   |
| 15 | 岩戸     | 10~20        | 松尾 国松         | 林 周一郎 林 悦治郎                  |
| 16 | 福光     | 10~19        | 大野 鈴七         | 小森 順蔵 桜井 清兵衛                 |
| 17 | 加納駅前   | 11~19        | 村沢 源市         | 青谷 角太郎 太田 成和                 |
| 18 | 白山     | 11~18        | 松尾 国松         | 棚橋 吉三郎 藤田 金根                 |
| 19 | 宮雀ヶ丘第二 | 11~20        | 栗田 貞三         | 小塩 義雄 松内 武一郎                 |
| 20 | 大手前    | 11~34        | 村沢 源市         | 渡辺 源九郎                       |
| 21 | 西中島    | 11~          | 松尾 国松         | 古田 正夫 安藤 理兵衛                 |
| 22 | 長良親町   | 11~15        | 林 勉次郎         | 杉山 清吉                        |
| 23 | 千手堂第二  | 12~17        | 寺島 和作         | 藤田 重太郎                       |
| 24 | 本荘新興   | 13~42        | 葛西 弥          | 辻 文一                         |
| 25 | 大堀場    | 13~16        | 安藤 理兵衛        | 藤田 善平                        |
| 26 | 東興第一   | 13~34        | 林 悦治郎         | 小林 久四郎 沢田 俊司<br>藤田 宅治郎 沢田 研吉 |
| 27 | 加納駅前   | 13~20        | 村沢 源一         | 堀 節 武内 武一郎                   |
| 28 | 厚見     | 14~24        | 佐合 好文         | 杉山 兼太郎 船橋 義雄                 |
| 29 | 長良川    | 15~34        | 安藤 兵左衛門       | 高尾 市次郎                       |
| 30 | 早田第一   | 16~34        | 安藤 理兵衛        | 藤井 安太郎                       |



図-3 土地区画整理組合による事業敷地

表-3に対応)。岐阜市において第二次大戦前までに設立認可された土地区画整理事業組合は、30組合が存在した。

また岐阜市の土地区画整理の特徴として、副組合長に地元根付いた有力者が名前を連ね、市長の松尾国松が多くの組合長をしていることが挙げられる。松尾は自著である『都市の保健衛生<sup>31)</sup>』や『公民小訓<sup>32)</sup>』の中で、人は健康第一であって、そのためには都市の保健衛生向上が必要であると説く。また「国民の保健衛生の根本施設は、飲料水、便所、風呂(浴槽)の改良に在り」と主張し、「都市不衛生の原因」に「住宅の不良(住宅密接・倭屋の爲め採光通風の不良等)」を挙げるなど、都市における住環境改善に強い意欲を持っていた。

1936(昭和11)年に岐阜県土地区画整理協会が発行した『岐阜県土地区画整理概況<sup>33)</sup>』には、それまでに計画されている土地区画整理事業(表-3中の1~18)の概要がまとめられている。同書は当然ながら、土地区画整理事業を実施する地主側に近い観点で書かれている。これによれば、「土地区画整理の意義」は、都市が無秩序に広がる状況の対策として「凡ゆる都市的施設は之れを系統的に行ひ、理想的な住心地のよい都市を形成」する必要がある中で、「就中土地区画整理は各種事業中最も合理的施設で有り、其實現性の容易にして其効果の著大なる點」にあるとし、事業に有利な点として、以下の項目が挙げられている。すなわち1) 土地が宅地として其の利用価値を最大ならしむる爲めに各筆を何れも正形に直して換地されること、2) 舊道水路を無償にて交付を受け新しく理想的に道路割を行ひ用排水路を完備すること、3) 事業に依り土地が極めて公平に處分さるゝこと、4) 土地を全く失ふ人のないこと、5) 土地價額の騰貴すること、6) 土地の發展を促進すること、7) 交通事故、災害の防止、8) 衛生状態の改善<sup>34)</sup>、という。特に初めの項目は、都市計画法第12条に「宅地として利用を増進すること」とあることに依っており、全体として岐阜県土地区画整理協会は宅地開発の側面に重きを置いていると捉えられる。

同資料では、18か所の土地区画整理事業について、区画・道路・水路・公園などの項目で概要を示している。これらを以下のことに留意しながら、列挙したものが次頁の表-4である。

- 1) 区画計画：土地区画整理事業の区画計画に記載される「将来の土地利用」に着目する。当該区域の都市計画地域と異なる土地利用を表明する場合がある。
- 2) 道路計画：都市計画街路、幅員に着目し、都市計画街路は地区の骨格をなし、計画の基準となっていることを見出すことができる。
- 3) 水路計画：水路の概要と水の流れに着目する。水路を耕地のために当分残す必要がある地区が多い。また将来宅地に転換することを考慮して下水路や用悪水路として利用できるように計画されている。
- 4) 公園計画<sup>35)</sup>：6割程度の組合において計画されていた。どのような土地を公園に充て、何ヶ所設けるのかを整理した。公園は宅地として利用できない不正形の区画が当てられる。

2) 各土地区画整理事業の目的

各組合は、具体的にどのような土地利用の姿を描いていたのか。工業地とすることを目的とした組合は、18組合中5組合に過ぎない。それらの組合も、具体的に将来の土地利用の具体的な姿を描いていない。工業地域として区画を大きくとっているが、住宅地や商業地など土地利用に転換がある場合も想定して、区画の中間に新線を設けることができるよう、対策している。

全事例を概観して、都市計画地域と将来の土地利用をまとめると表-5のようになる。表中グレー地のものは、都市計画地域と土地区画整理事業で土地利用の内容が異なるものである。

住居地域とされていたものが、商業的な土地利用を図るもの(表-5中薄いグレー)は、旧市街地と比較的接近して立地しているものであり、市街地をそこまで拡大させる意図が把握できる。該当するのは千手堂(5)、本郷、(8)、梅林(9)、白山(18)である。

一方で、工業地域とされていたものが、住宅地あるいは商業地へ土地利用の方針を変更した組合(表-5中濃いグレー)が多数あることは、注目に値する。該当するのは東栄(1)、本荘第一(2)、本荘第二(3)、雲雀ヶ丘(11)、本荘第三(12)である。これらの場所を図-3で確認すれば、都市計画地域によって戦略的に定めた工業地域の大部分を占めることが把握される。先に見たように、岐阜都市計画にとって、東西に広がる郊外の工業地域を設定した意味は、工業都市として成り立つために重要であったが、土地区画整理事業を進めることによって、都市全体に関わる方向性の変更されていることが確認できる。

工業地域から商業的あるいは住居的な土地利用へ転換している東栄(1)や本荘第二(2)は初期の事業であり工場地域としての土地利用は残しているが、本荘第二(3)や本荘第三(12)では、工業地にする意図は一切ない。

最も徹底して住居としての土地利用への転換を図った例が、1934(昭和9)年に組合を設立した雲雀ヶ丘(11)

表-5 各組合の「将来の土地利用」と都市計画地域

| 番号 | 組合名  | 理事長名<br>(組合長) | 都市計画地域             | 土地区画整理による<br>将来の土地利用 |
|----|------|---------------|--------------------|----------------------|
| 1  | 東栄   | 松尾 国松         | 北半：住居地域<br>南半：工業地域 | 住居、商業の両用<br>工場は小工場   |
| 2  | 本荘第一 | 小堀 吉三郎        | 工業地域               | 東北部：住宅地<br>南部：工業地    |
| 3  | 本荘第二 | 寺島 和作         | 大半：工業地域<br>他：住居地域  | 住宅地は跡地               |
| 4  | 鎮西   | 松尾 国松         | 北半：住居地域<br>南半：工業地域 | -                    |
| 5  | 千手堂  | 松尾 国松         | 住居地域               | 住居再様                 |
| 6  | 華陽   | 松尾 国松         | 工業地域               | -                    |
| 7  | 長良   | 向井 平七         | 住居地域               | 中流入の居住宅地化            |
| 8  | 本郷   | 松尾 国松         | 住居地域               | 住居地、一部は商業地           |
| 9  | 梅林   | 松尾 国松         | 住居地域               | 商工業地                 |
| 10 | 加納第一 | 村沢 源市         | 住居地域               | -                    |
| 11 | 雲雀ヶ丘 | 東田 貞三         | 工業地域               | 住宅地                  |
| 12 | 本荘第三 | 松尾 国松         | 第一：住居地域<br>第二：工業地域 | 住居用地                 |
| 13 | 庭田   | 松尾 国松         | 住居地域               | 理想的住宅地               |
| 14 | 川手   | 森 龜祥          | 北：工業地域<br>他：指定なし   | 工業地域                 |
| 15 | 岩戸   | 松尾 国松         | 住居地域               | 住宅地                  |
| 16 | 福光   | 大野 錦七         | 住居地域               | 住宅地                  |
| 17 | 加納駅前 | 村沢 源市         | 東：商業地域<br>西：工場地域   | -                    |
| 18 | 白山   | 松尾 国松         | 大半：工業地域<br>他：住居地域  | 工、商業地                |

表-4 各組合における土地区画整理事業の事業内容

|               |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>東 栄      | 区劃 | 都市計画道路 北端…微明野一色線、中央…本荘野一色線、南端…真住北一色線 ⇒區劃の大きさは従って決つて来る 都市計画地域 北半…居住地域、南半…工業地域<br>将来の土地利用 大體路から住居、商業の両用に供せられ、工業としては主として小工場が建設されるに止まる⇒區劃の大きさと住居、商業を本位として設計                                                                                                                                                                             |
|               | 道  | 地区の交通は東西に多く南北に少ない ⇒道路の間隔も南北に密に、東西に粗なこと                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|               | 水路 | 耕地として富分存置の必要 将来宅地に変換する場合は、下水路として利用 ⇒東西道路の中間に各一條幅員三尺<br>築造方法 現に宅地又は埋立地の部分⇒其の幅員を混泥土を以て築造して開渠／田面に属する部分⇒一定の法を附し掘削。両側には水路に必要な畦畔<br>道路の中間に上流を幅一間半、下流を二間の忍水路／忍水路の片側に泥上げ運搬員一間                                                                                                                                                               |
| 2<br>本 荘 第一   | 区劃 | 都市計画地域 工業地域 将来の土地利用 東北部は居住地域に接し地形上将来住宅地として発展すべきものとみる⇒區劃の大きさは主として居住地を本位として定める／南部一帯は強道に接近し工業地としての利用価値が多い⇒富分種地として組合有とし、組合解散の後も管理するが最も便法 計2箇所                                                                                                                                                                                           |
|               | 道路 | 都市計画道路 千手堂本荘線、岐阜驛島屋線、加納森屋線 ⇒地区の骨格を構成し計画の基準を示している<br>路線敷内の両側各三間つづを埋立て中央の部分は舊地そのままとし埋立は施さず市に於て之を行ふ 交通量 東西に多く南北に少ない⇒道路の配置も南北に密に、東西に粗として計画                                                                                                                                                                                              |
|               | 水路 | 地区の中央の用水の延曲を直線に正す。原位置より稍々北方に移す／中村地下分流の分岐線も皆直線に直し幅員を統一して設定                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 3<br>本 荘 第二   | 公園 | 地区内に空地として小公園を二ヶ所配置。園内児童遊戯器具等を配す ⇒児童の遊園地としたならば児童の保育上効果を齎らすことは少なくない。<br>今直ちに之を設置する必要はない⇒富分種地として組合有とし、組合解散の後も管理するが最も便法 計2箇所                                                                                                                                                                                                            |
|               | 区劃 | 都市計画地域 大半…工業地域、その他…居住地域 将来の土地利用 地形上将来住宅地又は商業地⇒區劃の大きさは主として住宅商業地に適合せしむる様定める。                                                                                                                                                                                                                                                          |
|               | 道路 | 都市計画道路 美光寺三里線、本荘野一色線、千手堂本荘線⇒地区の骨格を構成し計画の基準を示している<br>所謂梯子道路とし両側に各三間つづの道を造り、餘はそのまま埋立をせず舊地のまゝ⇒将来之市の執行にゆづる／計画道路敷全部は組合の負擔<br>交通量 東西に多く南北に少ない ⇒道路の配置も南北に密に、東西に粗として計画                                                                                                                                                                      |
| 4<br>鈴 鈴      | 水路 | 地区に一半は耕地として富分存置／地区の中央を貫通する忍水路を直線となし、其の位置を稍々北方に移す／道路に並行して東西に配し下流を本荘第一の計画水路と齟齬のないきよう<br>公園 小公園の指定地を設けて空地減少に対する緩衝を適す／八百六坪の指定地を設け今直ちに公園的設備を施さず富分組合有⇒他日市に寄附                                                                                                                                                                              |
|               | 区劃 | 面積 僅か二町一反 都市計画道路 本荘野一色線が東西に横断⇒自づと區劃の形状に大きさは限定され、東西に長い                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|               | 道路 | 本荘野一色線と南北二交又する幅員二間の道路                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 5<br>千 手 堂    | 水路 | 耕地として富分存置の必要／将来宅地に変換する場合を考慮し、用忍水路として設計し、新設或は擴張                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|               | 区劃 | 都市計画地域 居住地域 将来の土地利用 地形上将来住宅商業に適合せしむる様區劃を設計                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|               | 道路 | 都市計画道路 千手堂本荘線⇒道路計画の基準 交通量 東西に多く南北に少ない⇒道路の間隔も南北に密に、東西に粗なる計画／南接して昭和町の小盛場を控へ之との聯絡に相當の考慮                                                                                                                                                                                                                                                |
| 6<br>華 陽      | 区劃 | 都市計画地域 工業地域 都市計画道路 北…長住北一色線、中…岐阜驛前一色線、南…加納森長松線、西…岐阜堂松線の南北線⇒總ての路線決定は東西線を以て適當<br>地区内に東海道線、高山線、各路ヶ原線、鉄道引込線が有り複雑を極めている⇒區劃の配置頗る困難なれど、大體は都市計画道路線を基準<br>種々の工作物存在し、地形極めて複雑である⇒道路の配置は頗る困難、理想的に計画できないもの止むを得ない。                                                                                                                                |
|               | 道路 | 耕地にして富分存置の必要 将来宅地に変換する場合を考慮 ⇒東西道路の中間に各々一條の幅員二尺二及一尺八寸のもの／幅員を統一し幅を一間となし計画道路に併行して荒田川に放流                                                                                                                                                                                                                                                |
|               | 公園 | 地区面積の15パーセントの土地を将来公園として保有／位置は宅地として利用の出来ない不正形の區域を之に充てた／敷は三ヶ所                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 7<br>長 良      | 区劃 | 都市計画地域 居住地域 中流人の居住地化しつゝある状態                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|               | 道路 | 都市計画道路 微明長良線、福光堀田線、鶴岡高見線 ⇒地区の道路計画の基準を示している。縣道高富街道が幹線として長良の中央を南北に貫通<br>交通量 高富線を目標に東西に多く南北に少ない⇒道路の間隔も南北に密に、東西に粗である 幅員 原則として五米半を採用 富分は既定幅員の必要を感せず                                                                                                                                                                                      |
|               | 水路 | 緩く地にして現在排水構て不完全である⇒地区の中央に於て東西に貫通する幅一米の水路を設け中部對に北配の排水に阻す南方は現在の水路を改修                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 8<br>本 郷      | 区劃 | 都市計画地域 居住地域 将来の土地利用 必ずしも居住地域として發展するものとは考へられない。一部は商業地として發展する運命を以ておる處もある。                                                                                                                                                                                                                                                             |
|               | 道路 | 都市計画道路 北端…美光寺三里線、南端…金津島田線 既存道路 幅員五米乃至七米のもの三條地区内に介在⇒既定道路に準據して平行或は直交し計画<br>既存安堵を考慮して設計⇒理想的に計画を樹立し得ないことも止むを得ない                                                                                                                                                                                                                         |
|               | 水路 | 耕地として富分存置の必要 将来宅地に変換後は、下水路として利用し得る様適宜設置／現在の位置を大體尊重し計画道路に平行或は直交し、齟齬のないように設置                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 9<br>梅 林      | 公園 | 公園面積を全地積面積に對して約15パーセントを保有することとする／地区の西部にして宅地として有効に利用できない不正形の區劃を落てる／八百十五坪                                                                                                                                                                                                                                                             |
|               | 区劃 | 都市計画地域 居住地域 将来の土地利用 将来商業地としても發展するものと考へられる                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|               | 道路 | 新道路三線を計画しあり 地区の北端に沿ひ、個人経営の公園あり                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 10<br>加 納 第一  | 水路 | 本地区東部の水路は排水上必要欠く可からざるもの／排水を速くならしむと共に宅地造成上必要なる                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|               | 区劃 | 都市計画道路 岐阜驛下加納線、厚見三里線の築造⇒區劃形成の方針もこれに準據 通風採光に便する南向の家屋建設に便する⇒都市計画道路線を除き、既設道路を尊重し計画                                                                                                                                                                                                                                                     |
|               | 道路 | 都市計画道路 北端…加納森屋線 ⇒内務省の運賃事業として施行 岐阜驛下加納線の一段と厚見三里線の一段を施行<br>溝渠に對する排水に關しては重要な意義を有せず然れ共排水關係の良好に於ては専心留意するの要ある 築造方法 道路の両側に混泥土構造の側溝を築造<br>公園 公園指定地として七百五十坪を保留⇒将来本地区住民の爲め好遊の樂園を建設せんとするもの。                                                                                                                                                    |
| 11<br>雲 雀 ヶ 丘 | 区劃 | 都市計画地域 工業地域 将来の土地利用 必然的に住宅地として發展すべき⇒本地区の整理を専ら高級住宅の經營に置き／南北に密に東西に粗／主要道路に接する空地⇒路線の商業地として營業を豫想せらるゝ／地区東部は比較的高級住宅／地区西部は量販店を以て區劃の變化に當つて商業の形態に比し藝術の色調を多分に加味し居る／宅地に餘餘を保たせ、豐富に庭園を施す／文化式建築物との相互間に調和せしめるに努めたる                                                                                                                                  |
|               | 道路 | 都市計画道路 南端の千手堂本荘線は市の中心部に連絡／北端の縣道は将来都市計画道路金津島田線と連絡／南北端間に六本の東西道路⇒本荘第三土地区劃整理地区の計画道路と連絡<br>幅員 上記道路は殆んど六米／中央幹線たる第四號線は八米／主眼は高級住宅地として利用するに在る⇒道路系統も格子型に量販路線を配し、特種な設計／中央幹線のある一点に重心を置き之より放射する四本の重要路線は六米／交通系統に複數の便利を加味⇒縣道、第四號線、國道、森屋 本荘二停留所に対する相互開通の便利化／南北線は敷六米、幅員六米、四米／地区西部において、南北線を中心点を圍繞する輪理道路として地積の新鮮感を加へた／第四號線に交通上重要な位置を占むべき二個の中心点に夫々廣場を存す |
|               | 水路 | 計画道路第四號線の北側を走る幹線水路(幅員二米)を新設す⇒本荘第三土地区劃整理地区の計画水路の終点より本地区内に接続<br>名古屋鐵道線鳥越北側に於ける廣大な土地に對する用忍水の處理方法を以て排水の排除を目的とする                                                                                                                                                                                                                         |
| 12<br>本 荘 第三  | 公園 | 田圃都市構定の精神に依ひ、對越多都市生活の硬化を防衛⇒都市市民の衛生保健の見地より可及的多くの公園を計画 計4箇所                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|               | 区劃 | 都市計画地域 第一工區…居住地域、第二工區…工業地域 将来の土地利用 必然的に商業地として發展するものと思料せらるゝ<br>地形、都市計画道路、既存安堵を考慮して設計⇒一定の大きさに統一すること頗る困難 區劃の一部は不整形なるもの止むを得ない。                                                                                                                                                                                                          |
|               | 道路 | 都市計画道路 中央…美光寺三里線(幅員24.5米)、南北両地境界…金津島田線(10.0米) ⇒路線決定はこれ等の路線と都心との交通を考慮<br>都市計画道路線所定の幅員を組合に於て築造することは負担過重なる⇒美光寺三里線と千手堂本荘線は片側の道路を築造し餘餘は舊地の儘之れを残す／必要に應じ都市計画事業として執行する場合殘餘の工事に伴ふ該敷地は、執行者が買収費負担⇒その部分の敷地は組合設立當時の評定價格以内を以て執行者に提供                                                                                                               |
| 13<br>堀 田     | 水路 | 雲雀ヶ丘土地区劃整理地区と連絡する幅員一米〇〇の水路を新設す⇒本地区内に於ける用忍水排除に重大なる關係／鐵道方面へ灌漑すべき用水幹線なる。                                                                                                                                                                                                                                                               |
|               | 公園 | 地区東部に於て北端より来る忍水路の目的のため、第三號水路(幅員一米五〇)を設けり⇒本荘第二組合地区計画水路と連絡<br>田圃都市構定の精神に依ひ、對越多都市生活の硬化を防衛⇒都市市民の衛生保健の見地より可及的多くの公園 (第一工區)計2箇所(第二工區)計2箇所                                                                                                                                                                                                  |
|               | 区劃 | 都市計画地域 居住地域 将来の土地利用 南に長良の清流を離れて金津山を眺め、空氣清涼にして閑閑靜なる理想的住宅地<br>向地方に建築されつゝある住宅規模、地方的慣習、通風採光等其の地地造成上の條件を考慮／地形、都市計画道路及び既設住宅の關係を考慮                                                                                                                                                                                                         |
| 14<br>川 手     | 道路 | 都市計画道路 福光堀田線(幅員四、六米)、鶴岡高見線(幅員一〇、九米) ⇒既に長良土地区劃整理組合にて施行せる道路あり、地区の道路計画の基準<br>交通量 東西に密にして、南北は閑閑なり⇒道路配置は南北に密にして東西に粗とせり<br>幅員 長良土地区劃整理組合に併行道路に接する關係上之を五米五と定めた／地区の北端に於ては四米の道路二線を配せり                                                                                                                                                        |
|               | 水路 | 地区内の水路は忍水路を以て、長良土地区劃整理組合に於て施行せるに接する⇒第四號線内に引込渠として新設せる。                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|               | 公園 | 北端に防衛、商業學校の存在する關係と都市市民の衛生、保健の見地を考慮⇒地区の南方に面積一反七畝二十六歩の小公園を設置                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 15<br>岩 戸     | 区劃 | 都市計画地域 極北…工業地域、他…地域指定区域内に輸入されざる現状 将来の土地利用 地形上當然工業地域に指定するべき性質／區劃の大きさは住、商業地域の如く小區劃は不適當／努めて過少を避けたり住宅、商業地として利用する場合は、區劃の中央に新線を設け其の用に便ならしむ⇒土地の利用上萬全を期して居る                                                                                                                                                                                 |
|               | 道路 | 都市計画道路 厚見三里線⇒新國道より分岐して西方加納町方面と連絡する 既設道路 岐阜國道新舊の二路線南北に走る<br>新設道路は都市計画道路、既設道路を基準として計画、東西線は厚見三里線と平行する⇒主として宅地の全面道路として利用するを目的／南北線は新國道と平行する⇒交通連絡を計るを目的<br>敷七號線は都市計画道路、岐阜驛、下加納線に配属し、各支線は適宜の勾配を以て取付け⇒排水を改良し、排水を潤滑ならしむる様計算                                                                                                                   |
|               | 水路 | 地区の大半は富分従来の通り農耕地として利用／用水の収入口に三ヶ所にして、地区東端名古屋鐵道線路下のもの⇒従来のものそのまま採用<br>収入口から地区内に計画道路に平行し導く／地形に従ひ各所に於て分岐し或は交叉し適當に配渠⇒土地の灌漑、排水を潤滑ならしむる様計算                                                                                                                                                                                                  |
| 16<br>福 光     | 公園 | 地区内に住民の保健衛生を重し、特に児童の娯樂休養を目的⇒要所に小公園指定地を保有設置しあり 計2箇所                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|               | 区劃 | 都市計画地域 居住地域 将来の土地利用 将来に於ても住宅地として發展するもの<br>西部に都心を設けたる關係上、交通系統は西部都心と連絡を保持するを以て第一義／地区の南端を走る縣道岐阜山線(微明野一色線)を擴張                                                                                                                                                                                                                           |
|               | 道路 | 都市計画道路 南端…微明野一色線⇒路線式商業地域の指定あり／本路線を根幹として路線を計画／岐阜市の發展と共に東部に於ける唯一の健康住宅地を提供せんとするものである                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 17<br>加 納 町 前 | 水路 | 計画道路第三〇號路線に幅員五米の水路⇒排水幹線となし荒田川に合流せしむ／東部の各浸谷より幅員二米五〇一〇二米の水路⇒灌漑時に用水路並に雨量排除の両用を兼ねしむ／中央に幅員七十坪の水路⇒灌漑排水の目的、宅地造成後は汚水排除の用をなすむ                                                                                                                                                                                                                |
|               | 公園 | 2か所 都市計画岩戸公園指定地(確定)／北端縣道親善の敷地を含む風光明媚なる千手堂線を加へる大自然の仙境⇒都人せしむる一日の行樂地を提供                                                                                                                                                                                                                                                                |
|               | 区劃 | 都市計画地域 全半…居住地域 将来の土地利用 周囲の状況より見ても将来に於て住宅地として發展すべきものと考へられる                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 18<br>白 山     | 道路 | 都市計画道路 微明長良線(幅員十二間)⇒市中心部に通ずる重要幹線／福光堀田線、長良本田線は東に走る ⇒連絡を考慮し、東西線を適當<br>幅員 幅員14.55米…1路線、7.3米…2路線、4米…2路線、5.5米…18路線 計28路線 現存道路の改良をなすに止めた。                                                                                                                                                                                                 |
|               | 水路 | 計画路線第二十號に沿ひ北方より来る水を西流せしめ地区外の水路に連絡⇒地区西部の田圃に灌漑<br>第七號線以南に於て忍水路の目的を以て第八、十三號線に沿ひて二線を計画⇒各水路は堅く混泥土構造を施し排水排水の便を計る／東部の汚雨水は専ら道路側溝により行ふ。                                                                                                                                                                                                      |
|               | 公園 | 計画路線第七號線より南北二つの大(100坪)に分たると今後發展は共に西進するものと思はる⇒一個所に設置するを避け南北二ヶ所に小公園を計画                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 19<br>加 納 町 前 | 区劃 | 市街地／國道路線は寛政より一般種地も厚層其の地離れ今後土蔵を有す／國道と都市計画道路沿地線界の奥行き確保し得るよう配置                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|               | 道路 | 路線を定め、路線形状を正し路面を改良し側溝を新設する⇒市街地百年の大計を樹てんとするもの<br>南北方面に於て、岐阜驛、下加納線の両側の夫々一條づつ配置し區劃整理する⇒南北交通系統の達成を期する                                                                                                                                                                                                                                   |
|               | 水路 | 溝渠を敷け、全部を道路断面に配置したる側溝を改良築造することに依り目的を達成する／設計標準は總て混泥土構造とする。                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 20<br>白 山     | 区劃 | 都市計画地域 工業地域 将来の土地利用 地形上将来工業、商業地として發展するものと思料せらるゝ                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|               | 道路 | 都市計画道路 南…長住北一色線(幅員四米五五)、北…本荘野一色線(幅員四米五五) 地区東方に岐阜堂松線(幅員二〇米)の南北線を有す<br>既設道路 東西線二條(四米五五、七米三〇)を有する⇒路線決定は、都市計画道路、既設道路に併行するを最も適當<br>配渠 東西線と主要線路とし八路線を配渠／南北線は連絡路とし七路線を配渠／地区の西南部の封道幅員九尺の二路線を敷く家庭工事と共に移轉                                                                                                                                     |
|               | 水路 | 耕地として富分存置／将来宅地に変換の場合、排水として必要に應じ設置／用忍水路の護岸及附帯工事等を組合に於て施行する／現今忠節用水普通水利組合に於て水路の改築工事計画中⇒築路に際しては都市計画事業と相俟て殘餘の工事を施行せんとす 用忍水路を改築                                                                                                                                                                                                           |

(図-4)である。ここでは、事業計画の説明において「地域制上工業地域に属しているが、既往の趨勢より將來を律すれば必然的住宅地として發展すべき運命を有す<sup>36)</sup>」と明言している。そのために、「星状」「芸術的色調」の区画を設計し、「宅地に餘裕を保たしめ、豊富に庭園を擁す」など、具体的な住まいの理想像を描いている。長良(7)、堀田(13)、岩戸(15)も同様に、理想的な住居の姿を描いた事例として挙げられる。長良地区では「中流人の居住地」、堀田地区では「空氣清澄、周圍閑靜な理想的住宅地」、岩戸地区では「健康住宅地」と表現された。

こうした動きの渦中にある一つの契機として、1936(昭和11)年に「土地住宅展覽会」が開催されている。これは躍進日本大博覧会中に岐阜市内土地区画整理組合連合会が主催したものである。ここでは、土地区画整理後に建てられた家屋を公開し、販売することも一つの目的としている。その際に発行されたパンフレット『土地住宅展覽会御案内<sup>37)</sup>』には、平面図・立面図などによる出品住宅の説明があり、衛生的側面、環境的側面の魅力を細かに伝えている。同企画の趣旨は、「公共的先覺者たる、各地關係地主は、(中略)土地區劃整理を行ふが、急務であること自覺し、(中略)既に、工事完了して居る部分は、立派な、高級住宅地に、利用されることが、出来る様に」なり、「現代生活改善の要求に應じた、保健、衛生、經濟と、實用、に適した眞に、住心地良い住宅に、改良を」図ることだと連合会会長の小塩吉三郎は冒頭で述べる。ここでは都市計画法第12条の通りに、宅地利用を増進するための手段であることが土地区画整理の意義とされる。同パンフレットには地図が掲載されており、対象組合地が描かれている(図-5のメッシュ部)。そこでは、東榮(1)・鶴舞(4)・華陽(6)・梅林(9)・岩戸(15)・白山(18)が「東部高級住宅地」として、本莊第一(2)・千手堂(5)・本莊第二(3)・本郷(8)・雲雀ヶ丘(11)・本莊第三(12)・大縄場(25)が「西郊高級住宅地」として紹介される。ただし、この大部分は、当初の都市計画地域図における工業地域の分布と重なっている。

区画整理の土地利用については当初計画と異なるものの、それによって形成される街路網は、住居・商業どちらにおいても重要な動線となるために計画通り建設され、土地販売の際の付加価値となった。『土地住宅展覽会御案内』においても、例えば「汽車、名鉄並に同バス、は織る様に往復して、岐阜市の中心、盛り場の柳ヶ瀬に出るには、何れの地区からでも三分位で出られますので、通學、通勤、商用に將亦、散歩に、お出掛けの爲には申分のない便利のよい所」などとアピールする。都市計画街路網は、むしろ生活インフラとして認識されている。

### 3) 大規模な用途変更に関する背景の考察

以上のような土地利用の大々的な変更が行われた背景には、保健衛生の視点があったと考えられる。岐阜においては、1934(昭和9)年には、荒田川へ排出される工場の「悪毒水」が問題となり、水産会と工場が対立して「痛烈な抗争を続け」る様子が報道される<sup>38)</sup>ように、産業の発

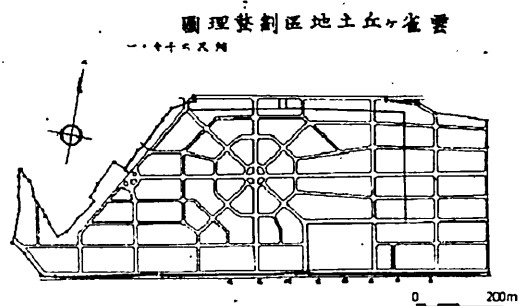


図-4 雲雀ヶ丘土地の構成図

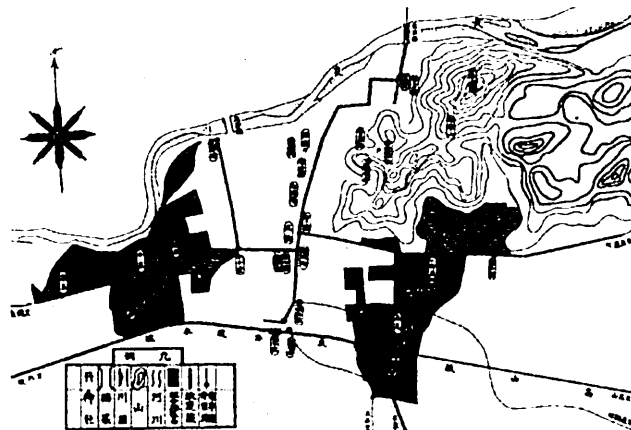


図-5 土地住宅展覽会における案内図(部分)

展と共に、都市の不衛生に対する問題意識が高まる。このような衛生都市の構想の広がりにおいて、松尾国松の存在は、無視できない。前述のように松尾は、人は健康第一であって、そのためには都市の保健衛生向上が必要であると。また「國民の保健衛生の根本施設は、飲料水、便所、風呂(浴槽)の改良に在り」と主張している。松尾の自著である『都市の保健衛生<sup>39)</sup>』では、イギリスの幼児の死亡率が田園都市にすると半分に減るという統計データを挙げ、田園都市を紹介している。さらに同じ文献において、幼児の死亡率を根拠に、このまま不衛生な状態が続けば岐阜市は「将来滅亡する」と論じる。

松尾は岐阜市長や土地区画整理組合の組合長、岐阜の都市計画を進める組織である都市計画岐阜地方委員会の委員<sup>40)</sup>を務めている。土地区画整理事業において都市計画と異なる用途を選択するに至るまでの議論の内容は不明だが、松尾が論じる衛生都市の構想が、産業都市へ邁進していた岐阜の方向を転じる要因となったことは、十分に考えられるのである。

### 5. おわりに

以下の事象が明らかとなった。都市計画導入期の岐阜市は当初、豊富な電力と東西市場の中間という立地条件を活かし、工場誘致などを行い産業都市として発展することを目指していた。その好条件に目を付けた大資本家たちは既に岐阜に進出し始めており、物資集散拠点であった岐阜駅周辺や田畑が広がる郊外へ工場を建てていた。都市計画区域や都市計画街路、都市計画地域の決定理由書からは、工業を發展させるために運輸の便を講じる必



要があり岐阜駅を中心として東西郊外との連絡を図る街路計画が立てられたことを読み取ることができる。一方で、財政難を背景に、都市計画街路の計画段階から土地地区画整理を利用することは考えられており、中心市街地の街路整備は都市計画事業を用いて、郊外の街路整備は土地地区画整理事業を用いて実施しようとしていた。そのため、岐阜県・市側は積極的に郊外の地主に対して助成や勧説を行っている。しかし、土地地区画整理によって郊外部の道路建設は計画通り進められたものの、事業地では都市計画地域指定に従っていない将来構想が計画されたことが明らかになった。

すなわち、岐阜における土地地区画整理事業は、全般的に当初計画されていた工業を発展させる構想に従ったものではなく、中心市街地を取り巻く周辺地域一帯を質の高い住宅地として開発されたものとなった。その一つの背景として、当初描かれていたような工業都市に対して、松尾国松が論じるような衛生都市の構想が広がり始めていたことが考えられる。いずれにしてもこの時期に、結果として、都市計画全般に関わる都市構想の大きな転換があったことは確かである。

#### 参考文献・註

- 1) 例えば、渡辺俊一（『「都市計画」の誕生』柏書房、1993）や石田頼房（『日本近現代都市計画の展開1868-2003』自治体研究社、2004）が詳述している。
- 2) 鶴田佳子「近代都市計画初期における京都市の市街地開発に関する研究－1919年都市計画法第13条認可土地地区画整理を中心として－」日本建築学会計画系論文集、第458号、pp.99-108、1994.4
- 3) 浅野純一郎「旧都市計画法による最初期の都市計画区域指定に見る計画技術・思想とその実際に関する研究～大正期迄に旧都市計画法が適用された中小都市43市を対象として～」日本建築学会計画系論文集、第595号、pp.125-132、2005.9／浅野純一郎「旧都市計画法による初期街路計画の立案とその特色に関する研究－大正期迄に旧都市計画法が適用された中小都市43市を対象として～」日本建築学会計画系論文集、第603号、pp.121-129、2006.5
- 4) 岐阜市役所『岐阜都市計画概要』p1、1929.
- 5) 岐阜県土地区画整理協会『岐阜県土地区画整理概況』pp.13-19、1936.5
- 6) 井田耕司『岐阜市土地寶典』岐阜市土地寶典大日本帝國市町村地圖刊行會、1933
- 7) 森義一『岐阜市發展史』岐阜毎日新聞社出版部、1933
- 8) 岐阜市役所所蔵『昭和十二年第一回市會速記録 第三號』、p37、1937
- 9) 同上、pp.43-44、1937
- 10) 前述の調査報告（1922）に長良村について「山水ノ風光明媚ニシテ殊ニ夏季ハ鶴飼遊覧客ノ集マル地ナルヲ以テ主トシテ別荘及高等住宅地域トス」と記述されるが、観光については触れられない。また計画区域決定理由（1924）には「長良川一帯ノ地ハ風光明媚ニシテ歴史的な名勝ノ地ナルト共ニ本市繁榮ノ一斑ハ之ニ負フト謂フモ過言ニ在ラス将来都市計畫上益々密接ノ關係ヲ有スル」とのみ述べられ、観光都市構想の端緒は見られる。
- 11) 前掲『岐阜都市計画概要』、p156
- 12) 『商工之岐阜』（岐阜商工會議所、pp.22-25、1929）から1927-8（昭和2-3）年の工業製品と価格を把握し、『岐阜市史史料編近代一』（岐阜市、pp.158-185、1977）に掲載される1914（大正3）年の岐阜市内の主要工業製品の統計から比較する

該当項目を把握した。

- 13) 木製品は、履物、挽物、曲物、指物、箱物、桶樽類、木箸その他木製品で構成されている
- 14) 前掲『商工之岐阜』pp.22-25
- 15) 大阪朝日新聞附録東海朝日、1924.6.2
- 16) 前掲『岐阜都市計画概要』p.33
- 17) 同上、p55
- 18) 大工場の分布について、『岐阜都市計画概要』の添付図表の目録には〈工場配置圖〉が挙げられているが、入手した同資料には該当部分が欠損しており確認することができない。代わりに同時期の工場位置を示した図（荒田川開門普通水利組合『工場排出汚濁水問題 秘』1934、付録）を資料とした。下図は〈都市計画地域図〉。
- 19) (旧)都市計画法 第十二条 都市計画区域内ニ於ケル土地ニ付テハ其ノ宅地トシテノ利用ヲ増進スル為ニ土地區劃整理ヲ施行スルコトヲ得  
2 前項ノ土地區劃整理ニ関シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外耕地整理法ヲ準用ス  
第十三条 都市計画トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地區劃整理ハ認可後一年以内ニ其ノ施行ニ着手スル者ナキ場合ニ於テハ公共団体ヲシテ都市計画事業トシテ之ヲ施行セシム但シ災害其ノ他特別ノ事情ニ因リ特ニ急シラ要スル場合ニ於テハ認可後一年以内ト雖モ之ヲ施行セシムルコトヲ得  
2 前項ノ規定ニ依リ公共団体ノ施行スル土地區劃整理ニ付耕地整理法ヲ準用シ難キ事項ニ関シテハ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 20) 「都市計画會議」（『都市公論』第7巻7号、pp.33-92、1924）
- 21) 前掲『岐阜都市計画概要』pp.35-36
- 22) 現在確認できる最も古い『岐阜市土地寶典』（井田耕司：岐阜市土地寶典大日本帝國市町村地圖刊行會、1933）は、岐阜都市計画概要に記載されている昭和4年時の地番と異なるため執行区間の起終点を把握できていない路線もある。下図は〈都市計画街路網図〉（都市計画岐阜地方委員會、議第二號・内務省岐都第三號、1926、附図）。
- 23) 前掲『岐阜都市計画概要』pp.69-118
- 24) 岐阜市『岐阜市報第三十四號』p5、1928.3.6
- 25) 都市研究会『都市公論』第16巻第6號、p225、1933
- 26) 大阪朝日新聞、1929.2.22
- 27) 全国土地地区画整理組合連合会『土地地区画整理組合誌』pp.375-376、1969
- 28) 鶴田佳子他：近代都市計画初期における京都市の市街地開発に関する研究－1919年都市計画法第13条認可土地地区画整理を中心として、日本建築学会計画系論文集、第458号、1994.4、pp.99-108
- 29) 前掲『土地地区画整理組合誌』1969
- 30) 下図は〈岐阜都市計画岐阜市土地地区画整理区域図〉（岐阜市、新日本地図出版、1974）
- 31) 松尾国松『都市の保健衛生』、1934
- 32) 松尾国松『公民小訓』いろは書店、1936
- 33) 前掲『岐阜県土地地区画整理概況』
- 34) 同上、pp.1-5
- 35) 1927（昭和2）年の4月11日より13日まで全国都市計画主任官會議が内務省において開催された。その際に内務省により提出された「土地區劃整理審査標準」の設計標準の第五項に「緑地」があり、「公園敷地として施行地面積の3%以上を留保すること」が明記されている（『都市公論』第10巻第5號、pp.42-46、1927）。しかし、岐阜市では地区総面積に対して1.5%に留まっており、設計標準に従っていない。
- 36) 前掲『岐阜県土地地区画整理概況』、p.87
- 37) 小塩吉三郎『土地住宅展覽會御案内』土地地区画整理組合聯合會、1936
- 38) 岐阜日日新聞、1934.7.31
- 39) 前掲『都市の保健衛生』pp.13-14
- 40) 岐阜県『岐阜縣職員録』1924、1926、1931-1935